

## ●●●犯罪被害者支援委員会研修

### ニーズ高まる被害者支援，相談者の心に寄り添うために

#### ●被害者本人や専門家を講師に招いて

犯罪被害者支援委員会では，今年度は3回の研修を予定しており，第2回の研修が2005年10月17日午後3～5時に行なわれた。

犯罪被害者の相談においては，二次被害を与えない注意が必要である。そのため，結論を急がず，まずは十分に話を聞いて，被害者の心に寄り添うことで，信頼関係を構築することが望ましい。このような被害者相談の特殊性から，当委員会では，被害者本人や法律家以外の専門家に話をいただくことを行っており，今回は人財開発研究所代表の木山良知先生（写真）に講師をお願いした。

#### ●「いのちの電話」大ベテラン相談員—木山良知先生

木山先生は，同研究所代表の他にも，「心理相談員会相談役」等多数の肩書きを持っていらっしゃるが，その中でも誰でも一度は耳にしたことがあるのが「いのちの電話」。木山先生はいのちの電話の評議員・相談員でもある。それも，1971（昭和46）年にいのちの電話を立ち上げるところから関わり，現在でも，失礼ながら御年70歳を超えていらっしゃるにもかかわらず，「深夜帯」（いのちの電話は24時間体制）で相談員として活躍されている，大ベテランの相談員である。

#### ●相談員に求められているコミュニケーション能力

相談者の話を聞いて，心に寄り添うために，相談員に求められている能力は何か——それは，「受容」「共感」「自己一致」「ソーシャルスキル」「アサーティブスキル」であるという。

「受容」とは，聞き手の訴えをあるがまま受け止めること，「共感」とは，相手の理解を深め相手の立場に立って受け止めること，「自己一致」とは，自分に素直になり，自分の感情に気づき，自分の内面と外面を一致させること，「ソーシ



ヤルスキル」とは，社会生活を営み対人関係を進めていく上で共有している日常習慣，「アサーティブスキル」とは，自己表現能力，のこと。これら5つの能力こそがコミュニケーションの鍵となる。

すなわち，相談者があるがまま受け止め，相手の立場になった上で，マナーを持って，こちらも自己表現する。これを私達に置き換えれば，まずは相談をじっくり聞いて，その気持ちも理解した上で，法的アドバイスをする，ということになるだろう。

#### ●次回研修は2月13日を予定

木山先生のお話は，大変面白く，1時間半があっという間であった（我々は，研修中に突然，上記コミュニケーション能力についてチェック方式で自己採点することになり，冷や冷やさせられたりもした）。

法律知識でない，このような研修は，なかなか興味深い。是非，研修を受けて，今，ニーズの高まっている被害者支援を行なっていただければと思う。次回の研修は2006年2月13日午後3時から5時，地下鉄サリン事件被害者の話を聞くことを予定している。

（犯罪被害者支援委員会副委員長 望月 晶子）

## ●●●第20回東弁人権賞 受賞者決まる 横浜事件第三次再審請求弁護団ほか1団体に

東京弁護士会人権賞選考委員会（委員長 西立野園子東京外国語大学教授）は、2005年度の第20回の受賞者2団体を2005年12月9日、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎内の司法記者クラブで発表した。

「横浜事件第三次再審請求弁護団」（森川金寿弁護団長、大島久明事務局長）と「特定非営利活動法人難民支援協会」（中村義幸代表理事）である。

表彰式は2006年1月10日の東京弁護士会新年式で行なわれる。

### ◎「横浜事件第三次再審請求弁護団」

横浜事件は第二次世界対戦時中の最大の言論弾圧事件とされる。1942（昭和17）年9月から終戦直前にかけ、雑誌編集者ら60人以上が治安維持法違反容疑等で神奈川警察部特高課に逮捕された。過酷な拷問で4人が獄死した。横浜地裁は1945（昭和20）年に被検挙者に次々と有罪判決を言い渡した。

横浜事件被害者は、1947（昭和22）年4月特高警察官30名を横浜地検に告発し、横浜地裁は1949（昭和24）年特高警察官幹部3名に懲役1年半ないし1年の判決を言い渡し、東京高裁判決を経て、1952（昭和27）年これら特高警察官に対する実刑が確定したが、大赦令により、彼らが下獄することはなかった。

横浜事件被害者がこのことを知って、木村亨氏が森川金寿弁護士を訪問してから、再審請求の運動が本格化した。1986（昭和61）年7月に第一次再審請求を横浜地裁に、1994（平成6）年7月に第二次再審請求、1998（平成10）年8月に第三次再審請求をし、2005（平成17）年3月に東京高裁は検察官の即時抗告を棄却、検察官は特別抗告を断念し、再審開始が確定した。第1回再審公判は2005（平成17）年10月17日、横浜地裁で始まった。再審の被告は既に亡くなっており、裁判を引き継いだ遺族は無罪を主張した。当初の判決から実に60年が経過していた。

第三次再審請求弁護団は、ボツダム宣言の受諾により、治安維持法は、本件判決当時既に廃止または失効されていたと言わなければならないから、免訴をすべきである、そして、本件は

免訴の言い渡しをすべき明確な証拠を新たに発見した場合に当たる（旧刑事訴訟法第485条6号該当）などを再審理由としたものである。

この再審決定は、再審事由としての免訴を言い渡すべき場合に、刑の実質的な失効も含むとした点、再審制度の人権保障機能をより拡大せしめた点に画期的な法的意義を持つものというべきである。

### ◎「特定非営利活動法人難民支援協会」

特定非営利活動法人難民支援協会は、1999年11月に日本で生活している難民への①法的・生活支援活動②政策提言、調査・研究活動③広報活動を目的に設立された。国際連合難民高等弁務官（UNHCR）のパートナー団体でもあり、協働事業も行なっている。

迫害から逃れてきた難民の日本における受け入れは、欧州諸国と比較しても僅少である。このような状況下で、難民の状況を少しでも改善するため、難民申請のための書類作成・申請後の各段階に応じた助言・迫害の証拠収集・資料の翻訳や通訳の斡旋・住居や就労などの生活に関する情報の提供・医療施設の紹介などの支援を行なっている。これらの活動は、難民支援や外国人相談などに関わっている諸団体や弁護士などとの協力関係を大切にしている。特に、日本政府の難民判断のハードルは決して低くはなく、保護を必要とする人が不認定処分・取消訴訟を提起することも増えている中、弁護士と連携して資料収集などを行ない、訴訟係属中の難民申請者の生活相談や支援を行なっている。

また、難民支援のための情報のネットワークの構築・活動の推進、実現可能な難民施策のモデルプランの提言などの基盤整備や、ボランティア希望者への「難民アシスタント養成講座」、7カ国語のウェブサイトの運営などの広報活動も行なっている。

\* \* \*

第20回目の東京弁護士会人権賞受賞対象は、再審という開かずの門を地道で真摯な努力により、とうとう開いた人権救済活動に、また、難民に狭き門を国際的な支援活動により開け続けようとしている団体となった。